



## 告発にご賛同の皆様へ

この度は1,000人告発の会にご賛同頂きまして誠にありがとうございます。  
告発状をご提出に際して注意点を提示させていただきます。

### 【注意点】

1. 告発状は一案件につき1枚しか提出できません。  
(今回の告発で個人として参加できるのは今回送られた1セットのみです。  
個人で複数セットの告発状の提出はできません。)
2. 記入見本をご熟読の上、住所氏名のご記入・ご捺印(2箇所)下さい。
3. もしご家族・ご友人で賛同してくださる方がいらしたらご協力をお願いして下さい。  
(送り先のお名前・ご住所を頂戴できればこちらから用紙セットをお送りいたします。)
4. 余命三年時事日記の記事No.1537「告発状ダウンロード」にて概要を記載しました。  
こちらにて内容をご判断頂きますようお願い申し上げます。

<b>記入見本</b>	告 発 状			捨印を一箇所			
							
	平成 年 月 日 No.23						
東京地方検察庁 検事正殿							
告発人	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">日付は何も書かない (地検提出時に日付入れる為) ※日付の右の数字は告発状の識別番号</div>						
氏名 余 命三郎					<div style="text-align: center;"> 印</div>		
住所 東京都港区大門 1-1-1 余命軍団ハイム 009							
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">黒・青色の消えないインクにて記載 住所は正確(郵便の宛先レベル)に記載 印鑑はシャチハタ不可</div>						

### 告発状の最終チェック!

- ① 氏名・住所は正確(郵便の宛先レベル)に記載したか?
- ② 捺印(シャチハタ不可)は印影が判るように2箇所にて全て押しているか?  
(氏名の右に捺印1箇所と日付欄の上に捺印(捨印)1箇所の合計2箇所)

# 告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No1

告発人

氏名

印

住所

被告発人

TBS ホールディングス

武田信二（代表取締役社長）

藤田徹也（代表取締役専務取締役）

日下部正樹（報道特集）

しばき隊と称する組織及び構成員

のりこえネットと称する組織及び構成員

有田芳生（国会議員）

福島瑞穂（国会議員）

## 第一 告発の趣旨

被告発人の以下の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法

第 81 条 （外患誘致）

第 82 条 （外患援助）

第 87 条 （未遂罪）

第 88 条 （予備及び陰謀）

第 77 条 （内乱罪）

第 78 条 （予備及び陰謀）

第 79 条 （内乱等幫助）

第 106 条 （騒乱罪）

# 告 発 状

那覇地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No2

告発人

氏名

印

住所

被告発人

翁長雄志（沖縄県知事）

しばき隊と称する組織及び構成員

のりこえネットと称する組織及び構成員

現状逮捕者

および別添

『県外機動隊員による沖縄県民侮辱発言に関する抗議決議』賛成者

『高江現場における不穏当発言に抗議し警備体制の改善を求める意見書』反対者

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法

第 81 条 （外患誘致）

第 82 条 （外患援助）

第 87 条 （未遂罪）

第 88 条 （予備及び陰謀）

第 77 条 （内乱罪）

第 78 条 （予備及び陰謀）

第 79 条 （内乱等幫助）

第 106 条 （騒乱の罪）

# 告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No3

告発人

氏名

印

住所

被告発人

日教組 岡本書記長

日教組 幹部

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法

第八十一条 (外患誘致)

第八十二条 (外患援助)

第八十七条 (未遂罪)

第八十八条 (予備及び陰謀)

# 告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No 4

告発人

氏名

印

住所

被告発人

NHK 会長 上田良一

東京都渋谷区神南二丁目 2 番 1 号 NHK 放送センター

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法

第八十一条 (外患誘致)

第八十二条 (外患援助)

第八十七条 (未遂罪)

第八十八条 (予備及び陰謀)

## 告 発 状

仙台地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No5

告発人

氏名

印

住所

被告発人

宮城県知事 村井 嘉浩

宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

電話番号:022-211-2111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

札幌地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No6

告発人

氏名

印

住所

被告発人

北海道知事

高橋はるみ

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

11-231-411

### 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

### 第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

# 告 発 状

福島地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No7

告発人

氏名

印

住所

被告発人

福島県知事 内堀 雅雄

福島県福島市杉妻町2-16

024-521-1111

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪



## 告 発 状

水戸地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No8

告発人

氏名

印

住所

被告発人

茨城県知事 橋本 昌

茨城県水戸市笠原町978番6

029-301-1111

### 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

### 第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

# 告 発 状

宇都宮地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No9

告発人

氏名

印

住所

被告発人

栃木県知事 福田 富一

栃木県宇都宮市塙田1-1-20

028-623-2323

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

前橋地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No10

告発人

氏名

印

住所

被告発人

群馬県知事 大澤 正明

群馬県前橋市大手町1-1-1

027-223-1111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

千葉地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No11

告発人

氏名

印

住所

被告発人

千葉県知事 森田 健作

千葉県千葉市中央区市場町1-1

043-223-2110

### 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

### 第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No12

告発人

氏名

印

住所

被告発人

東京都知事 小池 百合子

東京都新宿区西新宿2-8-1

03-5321-1111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

横浜地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No13

告発人

氏名

印

住所

被告発人

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県横浜市中区日本大通1

045-210-1111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

# 告 発 状

新潟地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No14

告発人

氏名

印

住所

被告発人

新潟県知事 米山 隆一

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

電話番号:025-285-5511

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

福井地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No15

告発人

氏名

印

住所

被告発人

福井県知事 西川 一誠

福井県福井市大手3丁目17番1号

0776-21-1111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪



# 告 発 状

長野地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No16

告発人

氏名

印

住所

被告発人

長野県知事 阿部 守一

長野県長野市大字南長野字幅下692-2

026-232-0111

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

岐阜地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No17

告発人

氏名

印

住所

被告発人

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県 岐阜市藪田南2丁目1番1号

058-272-1111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

# 告 発 状

静岡地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No18

告発人

氏名

印

住所

被告発人

静岡県知事 川勝 平太

静岡県静岡市葵区追手町9番6号

054-221-2455

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

名古屋地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No19

告発人

氏名

印

住所

被告発人

愛知県知事 大村 秀章

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

052-961-2111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

# 告 発 状

津地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No20

告発人

氏名

印

住所

被告発人

三重県知事 鈴木 英敬

三重県津市広明町13番地

059-224-3070

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

大津地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No21

告発人

氏名

印

住所

被告発人 滋賀県知事 三日月 大造  
滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
077-528-3021

### 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

### 第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

# 告 発 状

京都地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No22

告発人

氏名

印

住所

被告発人

京都府知事 山田 啓二

京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

075-451-8111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

大阪地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No23

告発人

氏名

印

住所

被告発人

大阪府知事 松井 一郎

大阪府大阪府中央区大手前2丁目

06-6941-0351

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪



## 告 発 状

神戸地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No24

告発人

氏名

印

住所

被告発人 兵庫県知事 井戸 敏三  
兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
078-341-7711

### 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

### 第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

和歌山地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No25

告発人

氏名

印

住所

被告発人

和歌山県知事 仁坂 吉伸

和歌山県和歌山市小松原通1-1

073-432-4111

### 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

### 第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

# 告 発 状

岡山地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No26

告発人

氏名

印

住所

被告発人

岡山県知事 伊原木 隆太

岡山県岡山市北区内山下2丁目4番6号

086-224-2111

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

広島地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No27

告発人

氏名

印

住所

被告発人

広島県知事 湯崎 英彦

〒 730-8511 広島県広島市中区基町 10-52

電話 : 082-228-2111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

山口地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No28

告発人  
氏名

印

住所

被告発人  
山口県知事 村岡 嗣政  
山口県山口市滝町1番1号  
083-922-3111

### 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

### 第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪  
刑法第 82 条 外患援助罪  
刑法第 87 条 未遂罪  
刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

松山地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No29

告発人

氏名

印

住所

被告発人

愛媛県知事 中村 時広

愛媛県松山市一番町4丁目4-2

089-941-2111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

# 告 発 状

福岡地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No30

告発人

氏名

印

住所

被告発人

福岡県知事 小川 洋

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

092-651-1111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

札幌地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No31

告発人

氏名

印

住所

被告発人

清水雅彦 日本体育大学教授

〒158-8508 東京都世田谷区深沢 7-1-1

TEL : 03-5706-0900 (代表)

植村隆元朝日新聞記者、北星学園を支援する札幌市議会決議

札幌市議会「個人を攻撃する卑劣な脅迫を許さない決議」

可決当時の賛成議員67人

### 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

### 第二 告発の罪名

刑法

第八十一条 (外患誘致)

第八十二条 (外患援助)

第八十七条 (未遂罪)

第八十八条 (予備及び陰謀)



## 告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No32

告発人

氏名

印

住所

被告発人

伏見顕正（ブログ管理人）及びそのグループ

でれでれ草ブログ管理人

悪魔の提唱者と称する者およびそのグループ

反日、反社会的ネット投稿者（別添リスト）

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 230 条 名誉毀損罪

刑法第 233 条 信用毀損・偽計業務妨害罪

刑法第 172 条 虚偽告訴罪

刑法第 222 条 脅迫罪

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

# 告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No33

告発人

氏名

印

住所

被告発人

在日コリアン弁護士協会代表

殷 勇基

別添 在日コリアン弁護士協会会員弁護士

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法

第八十一条 (外患誘致)

第八十二条 (外患援助)

第八十七条 (未遂罪)

第八十八条 (予備及び陰謀)

# 告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No34

告発人

氏名

印

住所

被告発人

別添（現職議員12人、元職議員8人、合計20人）

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法

第八十一条 （外患誘致）

第八十二条 （外患援助）

第八十七条 （未遂罪）

第八十八条 （予備及び陰謀）

# 告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No35

告発人

氏名

印

住所

被告発人

別添 在日コリアン弁護士協会 (LAZAK) 会員弁護士

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法

第八十一条 (外患誘致)

第八十二条 (外患援助)

第八十七条 (未遂罪)

第八十八条 (予備及び陰謀)

## 告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No36

告発人

氏名

印

住所

被告発人

TBS ホールディングス

東京都港区赤坂五丁目3番6号

武田信二（代表取締役社長）

藤田徹也（代表取締役専務取締役）

日下部正樹（報道特集）

### 第一 告発の趣旨

被告発人の以下の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

### 第二 告発の罪名

刑法

第八十一条（外患誘致）

第八十二条（外患援助）

第八十七条（未遂罪）

第八十八条（予備及び陰謀）

# 告 発 状

熊本地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No37

告発人

氏名

印

住所

被告発人

幸山政史（前熊本市長）

熊本県熊本市北区貢町 378-1

096-245-3525

永松 健幹（元 熊本地裁裁判官）

福岡県福岡市中央区大手門 1 丁目 7 - 1

092-711-9651

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法

第八十一条（外患誘致）

第八十二条（外患援助）

第八十七条（未遂罪）

第八十八条（予備及び陰謀）

## 告 発 状

千葉地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No38

告発人

氏名

印

住所

被告発人

氏名 平山 鎬（又は平山鐘声、又は平山鐘聲 申鐘聲）

住所 〒 273-0005 千葉県船橋市本町5丁目4-1

電話 047-424-2351

〒 273-0005 千葉県船橋市本町5丁目17-10-202号

会社名 株式会社シンワ日商（不動産業）常務取締役

電話 047-424-2351

氏名 金光容徳（かねみつようとく）

拠点所在地 〒 271-0047 千葉県松戸市西馬橋幸町15

会社名 早稲田ハウス株式会社

職業 代表取締役社長

電話 047-348-0021

氏名 野田佳彦元内閣総理大臣

住所1 〒 274-0077 千葉県船橋市薬円台6-6-8-202

電話 047-496-1110

住所2 〒 100-8981 東京都千代田区永田町2-2-1

電話 03-3508-7141

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法

第八十一条（外患誘致）

第八十二条（外患援助）

第八十七条（未遂罪）

第八十八条（予備及び陰謀）

# 告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No39

告発人

氏名

印

住所

被告発人

氏名 河本善鎬（河善鎬）

住所 〒 231-0827 神奈川県横浜市中区本牧和田 2-22

職業 会社役員

神奈川県横浜市中区住吉町 3-30 金港アートオークション 1 階

会社名 金港アートオークション株式会社

職業 代表取締役

電話 045-227-8700

FAX 045-212-2562

神奈川県横浜市中区住吉町 1-1 第三柳下ビル 601 号

会社名 有限会社栄光社

職業 代表取締役

氏名 菅直人

住所 〒 180-0006 武蔵野市中町一丁目 2 番 9-302 号

職業 衆議院議員

電話 0422-55-7010

第一 告発の趣旨

被告発人の以下の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法

第八十一条（外患誘致）

第八十二条（外患援助）

第八十七条（未遂罪）

第八十八条（予備及び陰謀）



## 告 発 状

京都地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No40

告発人

氏名

印

住所

被告発人

氏名 木村順子 (チャン・オクブン)

職業 焼き肉店じゅん経営者

住所 〒 607-8160 京都市山科区柳辻東浦町1-7

電話 075-591-5917

075-593-8711

氏名 前原誠司

職業 衆議院議員

住所1 〒 100-8981 東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第1議員会館809号

電話 03-3508-7171

FAX 03-3592-6696

住所2 〒 606-8007 京都市左京区山端老町田町8-46

電話 075-723-2751

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法

第八十一条 (外患誘致)

第八十二条 (外患援助)

第八十七条 (未遂罪)

第八十八条 (予備及び陰謀)

# 告 発 状

横浜地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No41

告発人

氏名

印

住所

被告発人

畑野君枝 衆議院議員

椎葉かずゆき参院比例候補

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法 第八十一条 (外患誘致)

刑法 第八十二条 (外患援助)

刑法 第八十七条 (未遂罪)

刑法 第八十八条 (予備及び陰謀)

# 告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No42

告発人

氏名

印

住所

被告発人

梅垣 晃一 (全国青年司法書士協議会会長)

東京都新宿区四谷 2-8 岡本ビル 5F

TEL03-3359-3513

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法 第八十一条 (外患誘致)

刑法 第八十二条 (外患援助)

刑法 第八十七条 (未遂罪)

刑法 第八十八条 (予備及び陰謀)

# 告 発 状

横浜地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No43

告発人

氏名

印

住所

被告発人

畑野君枝 衆議院議員

県会議員

君嶋ちか子

井坂新哉

藤井克彦

加藤なを子

木佐木忠晶

大山奈々子

椎葉かずゆき参院比例候補

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法

第八十一条（外患誘致）

第八十二条（外患援助）

第八十七条（未遂罪）

第八十八条（予備及び陰謀）

# 告 発 状

大阪地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No44

告発人

氏名

印

住所

被告発人

飯島健太郎 大阪地裁部総括判事・大阪簡裁判事

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法 第八十一条 (外患誘致)

刑法 第八十二条 (外患援助)

刑法 第八十七条 (未遂罪)

刑法 第八十八条 (予備及び陰謀)

# 告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No45

告発人

名前

印

住所

被告発人

朝日新聞社

村山美知子（社主）

飯田真也（代表取締役会長）

渡辺雅隆（代表取締役社長）

東京都中央区築地 5-3-2

03(3545)0131

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法 第八十一条（外患誘致）

刑法 第八十二条（外患援助）

刑法 第八十七条（未遂罪）

刑法 第八十八条（予備及び陰謀）

# 告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No46

告発人

氏名

印

住所

被告発人

朝日新聞社

村山美知子（社主）

飯田真也（代表取締役会長）

渡辺雅隆（代表取締役社長）

東京都中央区築地 5-3-2

03(3545)0131

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法

第八十一条（外患誘致）

第八十二条（外患援助）

第八十七条（未遂罪）

第八十八条（予備及び陰謀）

# 告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No47

告発人

名前

印

住所

被告発人

別添

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法 第八十一条 (外患誘致)

刑法 第八十二条 (外患援助)

刑法 第八十七条 (未遂罪)

刑法 第八十八条 (予備及び陰謀)



# 告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No48

告発人

氏名

印

住所

被告発人

TBS テレビ

取締役名誉会長 井上弘

取締役会長 石原俊爾

代表取締役社長 武田信二

東京都港区赤坂 5-3-6

03-3746-1111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法

第八十一条 (外患誘致)

第八十二条 (外患援助)

第八十七条 (未遂罪)

第八十八条 (予備及び陰謀)

# 告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No49

告発人

氏名

印

住所

被告発人

テレビ朝日

代表取締役会長兼 CEO 早河 洋

代表取締役社長 角南源五

東京都港区六本木 6-9-1

03-6406-1111

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法

第八十一条 (外患誘致)

第八十二条 (外患援助)

第八十七条 (未遂罪)

第八十八条 (予備及び陰謀)

# 告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No50

告発人

氏名

印

住所

被告発人

テレビ東京

代表取締役社長 高橋雄一

東京都港区六本木 3-2-1 六本木グランドタワー

03-6632-7777

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法

第八十一条 (外患誘致)

第八十二条 (外患援助)

第八十七条 (未遂罪)

第八十八条 (予備及び陰謀)

## 告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No51

告発人

氏名

印

住所

被告発人

フジテレビジョン

代表取締役会長 日枝 久

取締役副会長 豊田 皓

代表取締役社長 亀山千広

東京都港区台場 2-4-8

03-5500-8888

### 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

### 第二 告発の罪名

刑法

第八十一条 (外患誘致)

第八十二条 (外患援助)

第八十七条 (未遂罪)

第八十八条 (予備及び陰謀)

# 告 発 状

那覇地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No52

告発人

氏名

印

住所

被告発人

沖縄タイムス社

代表取締役社長 豊平良孝

〒900-8678 那覇市久茂地 2-2-2

098(860)3000

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法

第八十一条 (外患誘致)

第八十二条 (外患援助)

第八十七条 (未遂罪)

第八十八条 (予備及び陰謀)

## 告 発 状

前橋地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No53

告発人

氏名

印

住所

被告発人

上毛新聞社

北村 幸雄（代表取締役社長）

群馬県前橋市古市町 1-50-21

### 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

### 第二 告発の罪名

刑法

第八十一条（外患誘致）

第八十二条（外患援助）

第八十七条（未遂罪）

第八十八条（予備及び陰謀）

# 告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No54

告発人

氏名

印

住所

被告発人

神奈川新聞社

並木裕之（代表取締役社長）

倉田昭人（常務取締役）

石橋 学（時代の正体取材班）

神奈川県横浜市中区太田町 2-23

045(227)1111

「多文化共生社会推進指針に関する部会」

師岡康子（弁護士）

小宮山健治委員

中野裕二部会長（駒沢大法学部教授）

## 第一 告発の趣旨

被告発人の現在進めている以下の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法

第八十一条（外患誘致）

第八十二条（外患援助）

第八十七条（未遂罪）

第八十八条（予備及び陰謀）

## 告 発 状

横浜地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No55

告発人

氏名

印

住所

被告発人

神奈川新聞社

代表取締役社長 並木裕之

神奈川県横浜市中区太田町 2-23

### 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

### 第二 告発の罪名

刑法

第八十一条 (外患誘致)

第八十二条 (外患援助)

第八十七条 (未遂罪)

第八十八条 (予備及び陰謀)



## 告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No56

告発人

氏名

印

住所

被告発人

読売新聞社

白石興二郎（代表取締役会長）

山口壽一（代表取締役社長）

東京都千代田区大手町1丁目7番1号

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法

第八十一条（外患誘致）

第八十二条（外患援助）

第八十七条（未遂罪）

第八十八条（予備及び陰謀）

# 告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No57

告発人

氏名

印

住所

被告発人

日本経済新聞社

喜多恒雄（代表取締役社長）

〒100-8066 東京都千代田区大手町 1-3-7

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法

第八十一条（外患誘致）

第八十二条（外患援助）

第八十七条（未遂罪）

第八十八条（予備及び陰謀）

# 告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No58

告発人

氏名

印

住所

被告発人

日本テレビ

取締役常務執行役員 菅原洋二

東京都港区東新橋 1-6-1

03-6215-1111

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法

第八十一条 (外患誘致)

第八十二条 (外患援助)

第八十七条 (未遂罪)

第八十八条 (予備及び陰謀)

## 告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No59

告発人

氏名

印

住所

被告発人

毎日新聞社

代表取締役社長 丸山 昌宏

東京本社

東京都千代田区一ツ橋 1-1-1

03-3212-0321

### 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

### 第二 告発の罪名

刑法

第八十一条 (外患誘致)

第八十二条 (外患援助)

第八十七条 (未遂罪)

第八十八条 (予備及び陰謀)

# 告 発 状

那覇地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No60

告発人

氏名

印

住所

被告発人

琉球新報社

代表取締役社長 富田詢一

〒 900-8525 那覇市天久 905

098(865)5111

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法

第八十一条 (外患誘致)

第八十二条 (外患援助)

第八十七条 (未遂罪)

第八十八条 (予備及び陰謀)

# 告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No61

告発人

氏名

印

住所

被告発人

福島瑞穂（国会議員）

## 第一 告発の趣旨

被告発人の以下の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法

第八十一条（外患誘致）

第八十二条（外患援助）

第八十七条（未遂罪）

第八十八条（予備及び陰謀）

# 告 発 状

神戸地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No62

告発人

氏名

印

住所

被告発人

兵庫在日外国人 인권協会 孫敏男 (自治労川西市職員労働組合)

兵庫在日韓国朝鮮人教育を考える会 藤川正夫 (元教員、元兵庫高等学校教職員職員組合)

第一 告発の趣旨

被告発人の以下の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法

第八十一条 (外患誘致)

第八十二条 (外患援助)

第八十七条 (未遂罪)

第八十八条 (予備及び陰謀)

# 告 発 状

大阪地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No63

告発人

氏名

印

住所

被告発人

吉村洋文 (大阪市長)

小野一郎 (弁護士), 肥後橋法律事務所, 大阪府, 大阪市西区土佐堀 1-3-7 肥後橋シミズビル 10 階 TEL06-6441-0645 FAX06-6441-0622

角松生史 (神戸大学大学院教授/行政法), 兵庫県, 神戸市灘区六甲台町 1-1 Email: kado@kobe-u.ac.jpmailto:kado@kobe-u.ac.jp

坂元茂樹 (同志社大学教授/国際法), 京都府, 京都市上京区今出川通烏丸東入玄武町 601 番地  
濱田佳志 (弁護士), 濱田佳志法律事務所, 大阪府, 大阪市北区西天満 2-6-8 堂島ビルヂング 7 階 TEL06-6363-0588 FAX06-6363-0599

松本和彦 (大阪大学大学院教授/憲法), 大阪府, 吹田市山田丘 1 番 1 号

大阪市ヘイトスピーチ審査会委員を務める弁護士の事務所

肥後橋法律事務所

藤田増夫 (弁護士/No.29521), 肥後橋法律事務所, 大阪府, 大阪市西区土佐堀 1-3-7 肥後橋シミズビル 10 階 TEL06-6441-0645 FAX06-6441-0622

野田殷稔 (弁護士/No.31147), 肥後橋シミズビル 10 階 TEL06-6441-0645 FAX06-6441-0622

森下久美子 (弁護士/No.41623), 肥後橋シミズビル 10 階 TEL06-6441-0645 FAX06-6441-0622

溝上武尊 (弁護士/No.49221), 肥後橋シミズビル 10 階 TEL06-6441-0645 FAX06-6441-0622

西村論規庸 (弁護士/No.49576), 濱田佳志法律事務所, 大阪府, 大阪市北区西天満 2-6-8 堂島ビルヂング 7 階 TEL06-6363-0588 FAX06-6363-0599

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法 第八十一条 (外患誘致)

刑法 第八十二条 (外患援助)

刑法 第八十七条 (未遂罪)

刑法 第八十八条 (予備及び陰謀)



# 告 発 状

横浜地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No64

告発人

氏名

印

住所

被告発人

(別紙資料2) 神奈川県川崎市市議会議員全 60 名

## 第一 告発の趣旨

被告発人の以下の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法 第八十一条 (外患誘致)

刑法 第八十二条 (外患援助)

刑法 第八十七条 (未遂罪)

刑法 第八十八条 (予備及び陰謀)

# 告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No65

告発人

氏名

印

住所

被告発人

民進党代表 謝 蓮舫

帰化国会議員および帰化元国会議員

## 第一 告発の趣旨

被告発人の以下の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法

第八十一条 (外患誘致)

第八十二条 (外患援助)

第八十七条 (未遂罪)

第八十八条 (予備及び陰謀)

# 告 発 状

水戸地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No66

告発人

氏名

印

住所

被告発人

山形学（茨城県弁護士会会長）

茨城県水戸市大町2-2-75

029-221-3501

## 第一 告発の趣旨

被告発人の以下の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法

第八十一条（外患誘致）

第八十二条（外患援助）

第八十七条（未遂罪）

第八十八条（予備及び陰謀）

# 告 発 状

名古屋地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No67

告発人

名前

印

住所

被告発人

川上明彦（愛知県弁護士会会長）

名古屋市中区三の丸1-4-2

052-203-1651

第一 告発の趣旨

被告発人の以下の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法

第八十一条（外患誘致）

第八十二条（外患援助）

第八十七条（未遂罪）

第八十八条（予備及び陰謀）

# 告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No68

告発人

氏名

印

住所

被告発人

江藤洋一（関東弁護士会連合会理事長）

東京都千代田区霞が関一丁目1番3号 弁護士会館14階

03-3581-3838

## 第一 告発の趣旨

被告発人の以下の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法

第八十一条（外患誘致）

第八十二条（外患援助）

第八十七条（未遂罪）

第八十八条（予備及び陰謀）

# 告 発 状

岐阜地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No69

告発人

氏名

印

住所

被告発人

岐阜県弁護士会会長 山田秀樹

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法

第八十一条 (外患誘致)

第八十二条 (外患援助)

第八十七条 (未遂罪)

第八十八条 (予備及び陰謀)

# 告 発 状

京都地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No70

告発人

氏名

印

住所

被告発人

浜垣真也（京都弁護士会会長）

京都市中京区富小路通丸太町下ル

075-231-2378

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法

第八十一条（外患誘致）

第八十二条（外患援助）

第八十七条（未遂罪）

第八十八条（予備及び陰謀）

# 告 発 状

前橋地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No71

告発人

氏名

印

住所

被告発人

小此木清（群馬弁護士会会長）

群馬県前橋市大手町三丁目6番6号

027-233-4804

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法

第八十一条（外患誘致）

第八十二条（外患援助）

第八十七条（未遂罪）

第八十八条（予備及び陰謀）



# 告 発 状

広島地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No72

告発人

氏名

印

住所

被告発人

広島弁護士会会長 船木孝和

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法

第八十一条 (外患誘致)

第八十二条 (外患援助)

第八十七条 (未遂罪)

第八十八条 (予備及び陰謀)

# 告 発 状

さいたま地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No073

告発人

氏名

印

住所

被告発人

福地輝久（埼玉弁護士会会長）

埼玉県さいたま市浦和区高砂4-7-20

048-863-5255

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法

第八十一条（外患誘致）

第八十二条（外患援助）

第八十七条（未遂罪）

第八十八条（予備及び陰謀）

# 告 発 状

札幌地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No074

告発人

氏名

印

住所

被告発人

札幌弁護士会会長 高崎暢

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法

第八十一条 (外患誘致)

第八十二条 (外患援助)

第八十七条 (未遂罪)

第八十八条 (予備及び陰謀)

# 告 発 状

山口地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No75

告発人

氏名

印

住所

被告発人

山口県弁護士会会長 森重知之

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法

第八十一条 (外患誘致)

第八十二条 (外患援助)

第八十七条 (未遂罪)

第八十八条 (予備及び陰謀)

# 告 発 状

大津地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No76

告発人

氏名

印

住所

被告発人

滋賀弁護士会会長 野嶋直

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法

第八十一条 (外患誘致)

第八十二条 (外患援助)

第八十七条 (未遂罪)

第八十八条 (予備及び陰謀)

# 告 発 状

新潟地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No77

告発人

氏名

印

住所

被告発人

新潟県弁護士会会長 遠藤達雄

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法

第八十一条 (外患誘致)

第八十二条 (外患援助)

第八十七条 (未遂罪)

第八十八条 (予備及び陰謀)

# 告 発 状

横浜地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No78

告発人

氏名

印

住所

被告発人

三浦修（神奈川県弁護士会会長）

神奈川県横浜市中区日本大通9番地

045-211-7707

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法

第八十一条（外患誘致）

第八十二条（外患援助）

第八十七条（未遂罪）

第八十八条（予備及び陰謀）

# 告 発 状

仙台地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No79

告発人

氏名

印

住所

被告発人

仙台弁護士会会長 新里宏二

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法

第八十一条 (外患誘致)

第八十二条 (外患援助)

第八十七条 (未遂罪)

第八十八条 (予備及び陰謀)



# 告 発 状

千葉地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No80

告発人

氏名

印

住所

被告発人

山村清治（千葉県弁護士会会長）

千葉市中央区中央4丁目13番9号

043-227-8431

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法

第八十一条（外患誘致）

第八十二条（外患援助）

第八十七条（未遂罪）

第八十八条（予備及び陰謀）

# 告 発 状

大阪地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No81

告発人

氏名

印

住所

被告発人

松葉知幸（大阪弁護士会会長）

大阪市北区西天満1-12-5

06-6364-0251

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法

第八十一条（外患誘致）

第八十二条（外患援助）

第八十七条（未遂罪）

第八十八条（予備及び陰謀）

# 告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No82

告発人

氏名

印

住所

被告発人

小林元治（東京弁護士会会長）

東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館6階

03-3581-2201

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法

第八十一条（外患誘致）

第八十二条（外患援助）

第八十七条（未遂罪）

第八十八条（予備及び陰謀）

# 告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No83

告発人

氏名

印

住所

被告発人

中本和洋（日本弁護士連合会会長）

東京都千代田区霞が関1丁目1番3号 弁護士会館15階

03-3580-9841

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法

第八十一条（外患誘致）

第八十二条（外患援助）

第八十七条（未遂罪）

第八十八条（予備及び陰謀）

# 告 発 状

福岡地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No84

告発人

氏名

印

住所

被告発人

原田直子（福岡県弁護士会会長）

福岡市中央区城内1-1

092-741-6416

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法

第八十一条（外患誘致）

第八十二条（外患援助）

第八十七条（未遂罪）

第八十八条（予備及び陰謀）

# 告 発 状

神戸地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No85

告発人

氏名

印

住所

被告発人

兵庫県弁護士会会長 春名一典

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法

第八十一条 (外患誘致)

第八十二条 (外患援助)

第八十七条 (未遂罪)

第八十八条 (予備及び陰謀)

# 告 発 状

和歌山地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No86

告発人

氏名

印

住所

被告発人

和歌山弁護士会会長 藤井幹雄

073-422-4580

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法

第八十一条 (外患誘致)

第八十二条 (外患援助)

第八十七条 (未遂罪)

第八十八条 (予備及び陰謀)

# 告 発 状

那覇地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No87

告発人

氏名

印

住所

被告発人

別添 本件緊急声明に賛同した者 41名

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法

第八十一条 (外患誘致)

第八十二条 (外患援助)

第八十七条 (未遂罪)

第八十八条 (予備及び陰謀)



# 告 発 状

札幌地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No88

告発人

氏名

印

住所

被告発人

別添 本件に賛同する者および呼びかけ人

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法

第八十一条 (外患誘致)

第八十二条 (外患援助)

第八十七条 (未遂罪)

第八十八条 (予備及び陰謀)

## 告 発 状

札幌地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No89

告発人

氏名

印

住所

被告発人

別添 本件に賛同する者および呼びかけ人

及び 348 人の告発人目録 + 438 人の告発人代理人弁護士目録に記載される者

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法

第八十一条 (外患誘致)

第八十二条 (外患援助)

第八十七条 (未遂罪)

第八十八条 (予備及び陰謀)

# 告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No90

告発人  
氏名

印

住所

被告発人

最高裁判所の裁判官

岡部 喜代子	第三小法廷
大谷 剛彦	第三小法廷
大橋 正春	第三小法廷
木内 道祥	第三小法廷
山崎 敏充	第三小法廷

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法

第八十一条	(外患誘致)
第八十二条	(外患援助)
第八十七条	(未遂罪)
第八十八条	(予備及び陰謀)

# 告 発 状

大阪地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No91

告発人

氏名

印

住所

被告発人

別添 11名

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法

第八十一条 (外患誘致)

第八十二条 (外患援助)

第八十七条 (未遂罪)

第八十八条 (予備及び陰謀)

## 告 発 状

大阪地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No92

告発人

氏名

印

住所

被告発人

Mリンチ事件に直接関与したしばき隊その他

李信恵

伊藤大介

凡@Bong\_Lee

ヨン様

間接的に関与した者その他

辛淑玉（のりこえネット代表）

これを弁護する弁護士その他

神原元

韓雅之

原田學植

### 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

### 第二 告発の罪名

刑法

第八十一条（外患誘致）

第八十二条（外患援助）

第八十七条（未遂罪）

第八十八条（予備及び陰謀）

# 告 発 状

横浜地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No93

告発人

氏名

印

住所

被告発人

社会福祉法人青丘社

横浜地方裁判所川崎支部裁判官 橋本英史

債権者代理人弁護士 三木恵美子

同 宋 恵燕

同 神原 元

同 櫻井 みぎわ

同 姜 文江

川崎市長 福田紀彦

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法第八十一条（外患誘致）

刑法第八十二条（外患援助）

刑法第八十七条（未遂罪）

刑法第八十八条（予備及び陰謀）

## 告 発 状

京都地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No94

告発人

氏名

印

住所

被告発人

宇治市長 山本 正

### 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

### 第二 告発の罪名

刑法

第八十一条 (外患誘致)

第八十二条 (外患援助)

第八十七条 (未遂罪)

第八十八条 (予備及び陰謀)

# 告 発 状

横浜地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No95

告発人

氏名

印

住所

被告発人

教育長 岡田 優子 (おかだ ゆうこ)

教育長職務代理 委員 今田 忠彦 (いまだ ただひこ)

委員 間野 義之 (まの よしゆき)

委員 西川 温子 (にしかわ あつこ)

委員 長島 由佳 (ながしま ゆか)

委員 宮内 孝久 (みやうち たかひさ)

第一 告発の趣旨

被告発人の現在進めている以下の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法 第八十一条 (外患誘致)

刑法 第八十二条 (外患援助)

刑法 第八十七条 (未遂罪)

刑法 第八十八条 (予備及び陰謀)



## 告 発 状

名古屋地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日

No96

告発人

氏名

印

住所

被告発人

愛知県知事 大村 秀章

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

052-961-2111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

松山地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No97

告発人

氏名

印

住所

被告発人

愛媛県知事 中村 時広

愛媛県松山市一番町4丁目4-2

089-941-2111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

# 告 発 状

水戸地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No98

告発人

氏名

印

住所

被告発人

茨城県知事 橋本 昌

茨城県水戸市笠原町978番6

029-301-1111

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

岡山地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日

No99

告発人

氏名

印

住所

被告発人

岡山県知事 伊原木 隆太

岡山県岡山市北区内山下2丁目4番6号

086-224-2111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

那覇地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日

No100

告発人

氏名

印

住所

被告発人

沖縄県知事 翁長 雄志

沖縄県那覇市泉崎1-2-2

098-866-2333

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

盛岡地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日

No101

告発人

氏名

印

住所

被告発人

岩手県知事 達増 拓也

岩手県盛岡市内丸10番1号

電話番号:019-651-3111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第81条 外患誘致罪

刑法第82条 外患援助罪

刑法第87条 未遂罪

刑法第88条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

岐阜地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日

No102

告発人

氏名

印

住所

被告発人

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県 岐阜市藪田南2丁目1番1号

058-272-1111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

# 告 発 状

宮崎地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No103

告発人

氏名

印

住所

被告発人

宮崎県知事 河野 俊嗣

宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

0985-26-7111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪



## 告 発 状

仙台地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No104

告発人

氏名

印

住所

被告発人

宮城県知事 村井 嘉浩

宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

電話番号:022-211-2111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

京都地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No105

告発人

氏名

印

住所

被告発人

京都府知事 山田 啓二

京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

075-451-8111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

熊本地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No106

告発人

氏名

印

住所

被告発人

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

096-383-1111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

前橋地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No107

告発人

氏名

印

住所

被告発人

群馬県知事 大澤 正明

群馬県前橋市大手町1-1-1

027-223-1111

### 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

### 第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

広島地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No108

告発人

氏名

印

住所

被告発人

広島県知事 湯崎 英彦

〒730-8511 広島県広島市中区基町 10-52

電話：082-228-2111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

高松地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No109

告発人

氏名

印

住所

被告発人

香川県知事 浜田 恵造

香川県高松市番町四丁目1番10号

087-831-1111

### 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

### 第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

高知地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No110

告発人

氏名

印

住所

被告発人

高知県知事 尾崎 正直

高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

088-823-1111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

佐賀地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No111

告発人

氏名

印

住所

被告発人

佐賀県知事 山口 祥義

佐賀県佐賀市城内1丁目1-59

0952-24-2111

### 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

### 第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪



## 告 発 状

さいたま地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No112

告発人

氏名

印

住所

被告発人

埼玉県知事 上田 清司

さいたま県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

048-824-2111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

津地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No113

告発人

氏名

印

住所

被告発人

三重県知事 鈴木 英敬

三重県津市広明町13番地

059-224-3070

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

山形地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No114

告発人

氏名

印

住所

被告発人

山形県知事 吉村 美栄子

山形市松波二丁目8-1

023-630-2211

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

山口地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No115

告発人

氏名

印

住所

被告発人

山口県知事 村岡 嗣政

山口県山口市滝町1番1号

083-922-3111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

甲府地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No116

告発人

氏名

印

住所

被告発人

山梨県知事 後藤 斎

山梨県甲府市丸の内1-6-1

055-237-1111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

大津地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No117

告発人

氏名

印

住所

被告発人 滋賀県知事 三日月 大造  
滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
077-528-3021

### 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

### 第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

鹿児島地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No118

告発人

氏名

印

住所

被告発人

鹿児島県知事 三反園 訓

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

099-286-2111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

秋田地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No119

告発人

氏名

印

住所

被告発人

秋田県秋田市山王4丁目1番1号

秋田県知事 佐竹 敬久

018-860-1111

### 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

### 第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪



## 告 発 状

新潟地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No120

告発人

氏名

印

住所

被告発人

新潟県知事 米山 隆一

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

電話番号:025-285-5511

### 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

### 第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

横浜地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No121

告発人

氏名

印

住所

被告発人

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県横浜市中区日本大通1

045-210-1111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

# 告 発 状

青森地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No122

告発人

氏名

印

住所

被告発人

青森県知事 三村 申吾

青森県青森市長島一丁目1-1

電話番号:017-722-1111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

静岡地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No123

告発人

氏名

印

住所

被告発人

静岡県知事 川勝 平太

静岡県静岡市葵区追手町9番6号

054-221-2455

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

金沢地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No124

告発人

氏名

印

住所

被告発人

石川県知事 谷本 正憲

石川県金沢市鞍月1丁目1番地

076-225-1111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

# 告 発 状

千葉地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No125

告発人

氏名

印

住所

被告発人

千葉県知事 森田 健作

千葉県千葉市中央区市場町1-1

043-223-2110

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

# 告 発 状

大阪地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No126

告発人

氏名

印

住所

被告発人

大阪府知事 松井 一郎

大阪府大阪市中央区大手前2丁目

06-6941-0351

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

大分地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No127

告発人

氏名

印

住所

被告発人

大分県知事 広瀬 勝貞

大分県大分市大手町3丁目1番1号

097-536-1111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪



## 告 発 状

長崎地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No128

告発人

氏名

印

住所

被告発人

長崎県知事 中村 法道

長崎県長崎市江戸町2-13

095-824-1111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

長野地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No129

告発人

氏名

印

住所

被告発人

長野県知事 阿部 守一

長野県長野市大字南長野字幅下692-2

026-232-0111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

鳥取地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No130

告発人

氏名

印

住所

被告発人

鳥取県知事 平井 伸治

鳥取県鳥取市東町1丁目220

0857-26-7111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No131

告発人

氏名

印

住所

被告発人

東京都知事 小池 百合子

東京都新宿区西新宿2-8-1

03-5321-1111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

# 告 発 状

徳島地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No132

告発人

氏名

印

住所

被告発人

徳島県知事 飯泉 嘉門

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

088-621-2500 -----

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

宇都宮地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No133

告発人

氏名

印

住所

被告発人

栃木県知事 福田 富一

栃木県宇都宮市塙田1-1-20

028-623-2323

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第81条 外患誘致罪

刑法第82条 外患援助罪

刑法第87条 未遂罪

刑法第88条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

奈良地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No134

告発人

氏名

印

住所

被告発人

奈良県知事 荒井 正吾

奈良県奈良市登大路町30

0742-22-1101

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

# 告 発 状

富山地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No135

告発人

氏名

印

住所

被告発人

富山県知事 石井 隆一

富山県富山市新総曲輪1番7号

076-431-4111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪



## 告 発 状

福井地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No136

告発人

氏名

印

住所

被告発人

福井県知事 西川 一誠

福井県福井市大手3丁目17番1号

0776-21-1111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

福岡地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No137

告発人

氏名

印

住所

被告発人

福岡県知事 小川 洋

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

092-651-1111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

福島地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No138

告発人

氏名

印

住所

被告発人

福島県知事 内堀 雅雄

福島県福島市杉妻町2-16

024-521-1111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

# 告 発 状

神戸地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No139

告発人  
氏名

印

住所

被告発人  
兵庫県知事 井戸 敏三  
兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
078-341-7711

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪  
刑法第 82 条 外患援助罪  
刑法第 87 条 未遂罪  
刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

# 告 発 状

札幌地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No140

告発人

氏名

印

住所

被告発人

北海道知事

高橋はるみ

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

11-231-411

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

# 告 発 状

和歌山地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No141

告発人

氏名

印

住所

被告発人

仁坂吉伸

和歌山県庁 〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1

TEL : 073-432-4111

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

# 告 発 状

青森地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No142

告発人

氏名

印

住所

被告発人

日本国国旗を議場に掲揚していない市長

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

# 告 発 状

横浜地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No143

告発人

氏名

印

住所

被告発人

加藤 憲一（小田原市長）

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪



# 告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No. 144

告発人  
氏名

印

住所

被告発人  
朝日新聞社  
村山美知子（社主）  
飯田真也（代表取締役会長）  
渡辺雅隆（代表取締役社長）  
東京都中央区築地 5-3-2  
03(3545)0131  
福島瑞穂（国会議員）  
植村隆（元朝日新聞記者）

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法

- 第八十一条（外患誘致）
- 第八十二条（外患援助）
- 第八十七条（未遂罪）
- 第八十八条（予備及び陰謀）

# 告 発 状

横浜地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No145

告発人

氏名

印

住所

被告発人

高橋清（元川崎市長）

川崎市議会議員 田辺美光

小島恵一

深瀬浩由

佐藤忠次

森宏一

猪股美恵

大島保

青山仁三

兼次吉雄

中川啓

雨笠裕治

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法 第八十一条（外患誘致）

刑法 第八十二条（外患援助）

刑法 第八十七条（未遂罪）

刑法 第八十八条（予備及び陰謀）

# 告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No. 146

告発人

氏名

印

住所

被告発人

のりこえネットと称する組織及び構成員

辛淑玉 (のりこえネット共同代表)

宇都宮健児 (のりこえネット共同代表)

## 第一 告発の趣旨

被告発人の以下の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法

第 81 条 (外患誘致)

第 82 条 (外患援助)

第 87 条 (未遂罪)

第 88 条 (予備及び陰謀)

第 77 条 (内乱罪)

第 78 条 (予備及び陰謀)

第 79 条 (内乱等幫助)

第 106 条 (騒乱罪)

# 告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No147

告発人

氏名

印

住所

被告発人

TBSホールディングス

武田信二（代表取締役社長）

藤田徹也（代表取締役専務

鈴木 剛 東京管理職ユニオン執行委員長

中村基秀 東京管理職ユニオン組合員

佐々木亮 弁護士（東京弁護士会）

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

# 告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No148

告発人

氏名

印

住所

被告発人

鈴木 剛 東京管理職ユニオン執行委員長

中村基秀 東京管理職ユニオン組合員

佐々木亮 弁護士（東京弁護士会）

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 233 条 信用毀損・偽計業務妨害罪

刑法第 172 条 虚偽告訴罪

刑法第 222 条 脅迫罪

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

## 告 発 状

松江地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No149

告発人

氏名

印

住所

被告発人

島根県知事 溝口 善兵衛

島根県松江市殿町1番地

0852-22-5111

第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、厳重に処罰されたく、ここに告発する。

第二 告発の罪名

刑法第 81 条 外患誘致罪

刑法第 82 条 外患援助罪

刑法第 87 条 未遂罪

刑法第 88 条 外患予備陰謀罪

# 告 発 状

東京地方検察庁 検事正殿

平成 年 月 日 No150

告発人

氏名

印

住所

被告発人

有田芳生（国会議員）

## 第一 告発の趣旨

被告発人の行為は、以下の罪名に該当し、看過できないので、嚴重に処罰されたく、ここに告発する。

## 第二 告発の罪名

刑法 第八十一条（外患誘致）

刑法 第八十二条（外患援助）

刑法 第八十七条（未遂罪）

刑法 第八十八条（予備及び陰謀）